平成２１年（フ）第２２７６号
神奈川県高座郡寒川町大曲１丁目３番１号テラスハウス竹内８号
債務者　上原　光祐
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３１１号
横浜市瀬谷区三ツ境89番地　グリーンハイム１―211
債務者　杉山　忠之
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３２７号
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎１丁目４番１号フォレスト湘南101号室
債務者　光森さより
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３３９号
横浜市中区竹之丸158番地６　竹之丸テラス102号室
債務者　古佐小訓次
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３６５号
神奈川県大和市林間２丁目20番26号　サンビレッジ南林間401号
債務者　石橋　啓子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３８８号
横浜市南区永田北３丁目19番６号　コーポマサ101
債務者　沢邉　文彦
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４０８号
神奈川県茅ヶ崎市旭が丘７番37号　ポルト湘南・茅ヶ崎内
債務者　吉田　正道
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４４３号
横浜市栄区長沼町228―４　サンコーポ403号、住民票上の住所横浜市戸塚区深谷町132番地９
債務者　前田　清子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１３号
栃木県宇都宮市駒生町1130―５　齋藤方、住民票上の住所栃木県下野市緑２丁目４番地11
債務者　永倉　匡浩
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５４８号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目29番地10
債務者　斎藤　美穂
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時20分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９３号
栃木県宇都宮市竹下町986番地１
債務者　坪山ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９８号
栃木県矢板市末広町１―８　ハイツ秀和１―102、住民票上の住所栃木県宇都宮市上戸祭３丁目８番29号
債務者　野澤　　清
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９９号
栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1511番地７　エルカーサＡ103号室、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字下延生1695番地１
債務者　髙山　美幸（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６０５号
栃木県宇都宮市城南３丁目７番10号　エクセレント城南Ｄ棟203号、前住所栃木県宇都宮市針ケ谷町421番地43
債務者　松浦　一美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６０８号
栃木県那須塩原市佐野14番地92
債務者　木村　勇二
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係